

居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業所きりんの概要

事業所名	居宅介護支援事業所きりん
所在地	高知県土佐市高岡町甲1792番地2
事業者指定番号	3970500744
サービス提供地域	土佐市

2. 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	計
管理者	1名（兼務）	名	1名
介護支援専門員	1名（兼務）	名	1名

3. 営業時間

平日（月曜～金曜）	午前8時30分～午後5時30分
-----------	-----------------

※土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休業します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定または要支援認定（ただし保険者の市町村が介護予防サービスを実施するまでの間）及び経過的要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合には、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この、サービス提供証明書を後日土佐市の窓口へ提出されますと、全額払い戻しを受けられます。

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）	10,860円	14,110円
居宅介護支援費（Ⅱ）	5,440円	7,040円
居宅介護支援費（Ⅲ）	3,260円	4,220円

(2) 加算

初回加算・・・ 3,000円

新規に居宅サービス計画を策定した場合

要支援者が要介護認定を受けた場合にサービス計画を策定した場合

要介護状態区分が2段階以上の変更となった時にサービス計画を策定した場合

入院時情報連携加算Ⅰ・・・ 2,500円

病院又は診療所に入院する利用者につき、介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対し利用者に関する必要な情報を入院後3日以内に情報提供をした場合。

入院時情報連携加算Ⅱ・・・ 2,000円

病院又は診療所に入院する利用者につき、介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対し利用者に関する必要な情報を入院後7日以内に提出した場合。

退院・退所加算

退院又は退所にあたって、病院や施設の職員と必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、利用に関する調整を行った場合について以下の加算が算定されます。

なお必要に応じ福祉用具専門相談員等に参加していただく場合があります。

カンファレンス以外の方法により実施

I (イ) 4,500円 II (イ) 6,000円

カンファレンスにより実施

I (ロ) 6,000円 II (ロ) 7,500円 III (ロ) 9,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算・・・ 2,000円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス等のサービス利用に関する調整を行った場合。

ターミナルケアマネジメント加算・・・ 4,000円

末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状態等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

通院時情報連携加算・・・ 500円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。

(3) 減算等

※以下の基準を満たさない場合は基本額の50%に減算になります。

①居宅介護サービス計画書を利用者に交付すること。

- ②特段の事情がない限り、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問して利用者に面接し、かつ、少なくとも1月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること。
 - ③要介護認定や要介護認定の更新があった場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。
 - ④利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの、説明を行わなかった場合。尚、上記減算が2ヶ月以上継続している場合は基本額の100%の減算となります。
- ※正当な理由なく、当該事業所において前6ヶ月間に作成されたケアプランに位置づけられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）の割合が80%以上である場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合は除きます。
- 主治の医師等の指示により利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスは除外とします。

特定事業所集中減算 . . . ▲2,000円

(4) 居宅支援費

訪問回数の多いケアプランについては、利用者自立支援・重症化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していく事が適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合は、市町村にケアプランを届け出ることとする。

※「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行する。

地域ケア会議の機能として、届けられたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重症化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。

(5) 交通費

上記1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。(それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費(実費)が必要です。)

5. 当居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

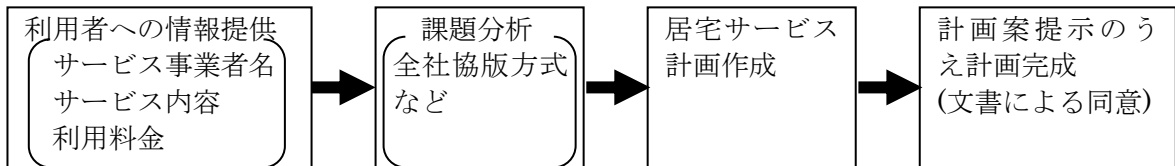
- ①可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう配慮します。
- ②利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うとともに、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切なサービスを事業者との連携を得て、総合的かつ効果的な介護計画が提供されるよう配慮します。
- ③居宅サービスの計画にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類が特定の事業者に不当に偏ることのないよう

に公平かつ中立に行います。

- ④要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係わる必要な情報を提供する等の連携を図ります。
- ⑤障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合には、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援員との密接な連携をするため、指定居宅介護支援事業者は特定相談支援事業者との連携に努めることとします。

(2) 居宅介護支援の概要

居宅サービス計画作成の手順



(3) 居宅サービス計画の作成手順等

- ・利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供します。
- ・指定居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画書原案を提示する事はいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

* その他提供するサービス

- ・要介護認定の申請、変更の代行
- ・給付管理票の作成・提出等
- ・要支援状態等となった場合は地域包括支援センターとの連携・情報の提供

(4) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的不安が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(5) ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービス等の調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 救急車への同乗・ 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援・ 家事の代行業務・ 直接の身体介護・ 金銭管理
-----------------	--

6. サービスの提供に伴う事故などへの対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村等に連絡を行うとともに、事故の記録をして必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

7. 地域ケア会議の実施

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、必要に応じてサービス内容の是正を検証するための地域ケア会議によるケアプランの検証を行います。

8. 障害福祉と連携

障害福祉サービスを利用されていた障害者が介護保険サービスを利用する場合における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

9. 医療等との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を医療機関にお渡し下さい。

サービス事業所等から伝達された利用者の身体や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医や薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号	088-852-7311
	Fax 番号	088-850-2616
	相談員	吉本恵美
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分 (月曜日～金曜日)

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

市町村介護相談窓口	所在地	土佐市高岡町甲2017番地1 長寿政策課
	電話番号	088-852-1124
	Fax 番号	088-852-7638
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410
	Fax 番号	088-820-8411
	Fax 番号	088-820-8413
	対応時間	午前9時00分～午後4時00分

11. 虐待の防止

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、必要な措置を講じるものとします。

- 1 虐待に関する責任者の選定。(虐待に関する選任：居宅介護支援事業所管理者)
- 2 成年後見制度の利用を支援。
- 3 苦情解決体制を整備。
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報。

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. 感染症予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- 1 感染対策委員会の開催
- 2 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- 3 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- 4 専任担当者の配置(感染症防止に関する担当者：居宅介護支援事業所管理者)

1 4. 事業所の利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 土佐市高岡町甲 1 7 9 2 番地 2

事業者名 居宅介護支援事業所きりん

説明者 印

居宅介護支援契約締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代筆者 (続柄)

代理人住所
(選任した場合)

氏名 印 (続柄)